

○島根県空港条例

昭和40年3月26日

島根県条例第19号

改正 昭和40年12月24日条例第54号

昭和41年7月29日条例第32号

昭和42年7月11日条例第28号

昭和44年3月25日条例第18号

昭和44年3月25日条例第30号

昭和45年7月7日条例第32号

昭和52年10月18日条例第32号

昭和54年3月6日条例第16号

昭和55年6月27日条例第34号

昭和55年10月13日条例第39号

昭和56年10月13日条例第26号

昭和60年10月15日条例第25号

昭和61年12月23日条例第39号

平成元年3月25日条例第17号

平成5年3月26日条例第18号

平成7年3月10日条例第12号

平成9年3月25日条例第8号

平成10年3月27日条例第16号

平成11年7月13日条例第29号

平成16年3月19日条例第7号

平成16年6月29日条例第29号

平成18年3月24日条例第26号

平成21年3月23日条例第20号

平成22年3月26日条例第8号

平成22年12月24日条例第41号

平成26年3月18日条例第1号

平成28年12月26日条例第64号

平成31年3月8日条例第1号

島根県空港条例をここに公布する。

島根県空港条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、空港の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 航空運送の確保を図るため、空港を別表第1のとおり設置する。

(運用時間)

第3条 空港の運用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 隠岐空港 午前9時から午後5時まで
- (2) 出雲空港 午前7時30分から午後8時30分まで
- (3) 石見空港 午前8時から午後7時30分まで

(昭44条例18・全改、昭54条例16・昭60条例25・平5条例18・平10条例16・一部改正)

(施設の使用)

第4条 空港の運用時間内に航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 空港の運用時間外に航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

3 前項の許可を受けた者は、空港の施設が航空機の離着陸又は停留に支障がないことを自ら確認して使用しなければならない。

(昭44条例18・一部改正)

(重量制限)

第5条 航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が隠岐空港にあつては24.0トン以上、出雲空港及び石見空港にあつては30.0トン以上となる場合においては、空港の施設を使用してはならない。ただし、知事の認可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応じた換算係数を乗じて算出するものとする。

- (1) 単車輪 0.45
- (2) 複車輪 0.35
- (3) 複複車輪 0.22

3 第1項ただし書の規定による許可は、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐えることができるものと認められる場合でなければしてはならない。

(昭40条例54・昭55条例39・平5条例18・平18条例26・一部改正)

(停留等の制限)

第6条 知事の定める場所以外の場合においては、航空機の停留又は航空機への旅客の乗降若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(車両の運転等の制限)

第7条 知事の定める場所以外の場所においては、車両の運転、駐車、修理又は清掃をしてはならない。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(給油作業等の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、航空機の給油又は排油を行ってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合
- (2) 発動機が運転中又は加熱状態にある場合
- (3) 旅客が航空機内にいる場合（必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除く。）

2 給油中又は排油中においては、航空機の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件を使用してはならない。

(平28条例64・一部改正)

(禁止行為)

第9条 空港においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 標札、標識、芝生その他の空港の施設をき損し、又は汚損すること。
- (2) 知事の許可を受けないで、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 知事が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- (4) 知事の許可を受けないで裸火を使用すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が空港の機能をそこなうおそれがあると認める行為をすること。

(工作物の設置等の許可)

第10条 空港内に工作物を設置し、又は空港内の土地若しくは建物（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該工作物を増築し、改築し、若しくは移転し、若しくは当該工作物の用途を変更し、又は当該土地等の使用目的を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(平5条例18・追加)

(空港内営業の許可)

第11条 空港内で営業しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(平5条例18・旧第10条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第12条 知事は、第10条第1項の許可を受けた者（以下「工作物設置者等」という。）又は前条第1項の許可を受けた者（以下「営業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その許可を取り消し、又は使用若しくは営業の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第10条第2項又は前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 知事が空港の管理上特に必要があると認めるとき。

2 知事は、空港の管理上必要があると認める場合は、工作物設置者等又は営業者に対し必要な報告を求めることができる。

(平5条例18・追加)

(原状回復の義務)

第13条 工作物設置者等は、当該工作物の用途を廃止したとき、又は当該土地等の使用を終えたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平5条例18・追加)

(着陸料等)

第14条 航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用した者は、別表第2の定めるところにより着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を納付しなければならない。

ただし、停留時間が3時間未満である場合における停留料については、この限りでない。

2 前項の着陸料等の額は、別表第2のア欄に定める額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機の着陸料等の額は、同表のイ欄に定める額とする。

3 着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに納付しなければならない。

(1) 着陸料 着陸直後

(2) 停留料 停留を終えたとき。

（昭61条例39・平元条例17・一部改正、平5条例18・旧第11条繰下・一部改正、平9条例8・平10条例16・平16条例7・平21条例20・一部改正）

（使用料）

第15条 工作物設置者等は、別表第3の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第3のア欄に定める額とする。ただし、消費税法別表第1第1号に該当する使用に係る使用料の額は、別表第3のイ欄に定める額とする。

3 使用料は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、第10条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。

（平5条例18・追加、平9条例8・平16条例7・一部改正）

（着陸料等及び使用料の減免）

第16条 知事は、災害その他特別の事由があると認める場合及び公益上特に必要があると認める場合においては、着陸料等又は使用料を減免することができる。

（平5条例18・旧第12条繰下・一部改正）

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平5条例18・旧第13条繰下）

（罰則）

第18条 正当な理由がなく第4条第2項の規定に違反して空港の施設を使用した者は、5万円以下の過料を科する。

（昭44条例18・追加、平5条例18・旧第14条繰下、平7条例12・一部改正）

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和40年規則第36号で昭和40年7月15日から施行)

(平11条例29・旧附則・一部改正)

- 2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機の着陸料に係る第14条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「着陸料等」とあるのは「着陸料」と、「定める額」とあるのは「定める額に3分の2を乗じて得た額」とする。

(平11条例29・追加、平16条例7・一部改正)

附 則 (昭和40年条例第54号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第20号で昭和41年4月1日から施行)

附 則 (昭和41年条例第32号)

この条例は、昭和41年8月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第28号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和42年規則第35号で昭和42年8月15日から施行)

附 則 (昭和44年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第53号で昭和44年8月1日から施行)

附 則 (昭和44年条例第30号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第10号で昭和44年4月1日から施行)

附 則 (昭和45年条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和45年規則第57号で昭和45年9月15日から施行)

附 則 (昭和52年条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年規則第85号で昭和52年11月1日から施行)

附 則 (昭和54年条例第16号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年規則第54号で昭和54年7月25日から施行)

附 則 (昭和55年条例第34号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年規則第76号で昭和55年7月1日から施行)

附 則 (昭和55年条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年規則第99号で昭和55年11月1日から施行)

附 則 (昭和56年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第25号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和60年規則第77号で昭和60年11月20日から施行)

附 則 (昭和61年条例第39号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和62年規則第3号で昭和62年2月1日から施行)

2 この条例の施行の際現に航空機の停留のため空港の施設を使用している者の当該使用に係る停留料については、この条例による改正後の島根県空港条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第24条及び第25条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成5年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第53号で平成5年7月2日から施行)

附 則 (平成7年条例第12号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第2条(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第29号で第2条(第4号に係る部分に限る。)の規定は、平成9年4月1日から施行)

附 則 (平成10年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、各規定につき、規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（同表第1号及び第2号に係る部分に限る。附則第3項において同じ。）及び同項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（平成10年規則第38号で第14条の改正規定及び別表第2の改正規定並びに附則第2項の規定は、平成10年4月1日から施行）

（平成10年規則第74号で第3条の改正規定及び別表第3の備考第1号の改正規定は、平成10年7月17日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県空港条例別表第2着陸料の項第2号の規定の適用については、同号ア中「1,000円」とあるのは、同表の改正規定の施行の日から平成11年3月31日までの間にあっては「800円」と、同年4月1日から平成12年3月31日までの間にあっては「900円」とする。
- 3 別表第3の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の島根県空港条例第10条第1項の規定により工作物の設置等の許可を受けている者に係る使用料については、平成11年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第94号で平成11年9月1日から施行）

附 則（平成16年条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第29号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第23条の規定 規則で定める日

（平成16年規則第63号で平成16年10月1日から施行）

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第66号で平成18年7月6日から施行）

附 則（平成21年条例第20号）

(施行期日)



1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に航空機の停留のため空港の施設を使用している者の当該使用に係る停留料については、この条例による改正後の島根県空港条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、それぞれ規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第23号で第8条の規定は、平成22年4月1日から施行)

附 則 (平成22年条例第41号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第21号で第7条の規定は、平成23年10月1日から施行)

附 則 (平成26年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号) 抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例27・一部改正)

附 則 (平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

別表第1 (第2条関係)

(昭40条例54・昭44条例30・昭56条例26・平5条例18・平16条例29・平22条例41・一部改正)

名称	位置
隠岐空港	隠岐郡隠岐の島町

出雲空港	出雲市
石見空港	益田市

別表第2（第14条関係）

（昭41条例32・昭42条例28・昭45条例32・昭52条例32・昭55条例34・昭55条例39・昭56条例26・昭61条例39・平5条例18・平10条例16・平16条例7・平26条例1・平31条例1・一部改正）

種別	金額		
	ア	イ	
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額		
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		
	25トン以下の重量については、1トンごとに	1,210円	1,100円
	25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	1,650円	1,500円
	100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに	1,870円	1,700円
	200トンを超える重量については、1トンごとに	1,980円	1,800円
	(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値（当該値に1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は、1EPNデシベルとして計算する。）から83EPNデシベルを減じた値1EPNデシベルにつき	3,740円	3,400円
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸1回ごと		

に、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		
(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,100円	1,000円
(2) 6トンを超える航空機		
6トン以下の重量については、当該重量に対し	770円	700円
6トンを超える重量については、1トンごとに	649円	590円
停留料	停留時間24時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額	
(1) 23トン以下の航空機		
3トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し	891円	810円
6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに	33円	30円
(2) 23トンを超える航空機		
25トン以下の重量については、1トンごとに	99円	90円
25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	88円	80円
100トンを超える重量については、1トンごとに	77円	70円

備考

- 1 「重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。
- 2 重量が1トン未満であるときは1トンとし、重量が1トンを超える場合において1トン未満の端数があるときは、当該端数は、1トンとして計算する。
- 3 「航空機の騒音値」とは、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）をいう。

別表第3（第15条関係）

（平5条例18・追加、平10条例16・平16条例7・平22条例8・平26条例1・平31条例1・一部改正）

使用の形態		使用料の額（年額）	
		ア	イ
1 水道管、下水道管、ケーブルその他これらに類するものを布設する場合	長さ1メートルにつき	47円30銭	43円
2 電柱その他の柱類を設置する場合	1本につき	1,650円	1,500円
3 工作物を設置する場合（第1号及び前号の場合を除く。）		当該設置に係る土地の評価額に0.033を乗じて得た額	当該設置に係る土地の評価額に0.03を乗じて得た額
4 野積場その他これに類する施設として使用する場合		当該使用に係る土地の評価額に0.033を乗じて得た額	当該使用に係る土地の評価額に0.03を乗じて得た額
5 建物を使用する場合		当該使用に係る建物又はその部分の評価額に0.066を乗じて得た額と当該建物又は	当該使用に係る建物又はその部分の評価額に0.06を乗じて得た額と当該建物又は

		その部分の敷地について土地の評価額に0.033を乗じて得た額との合計額	その部分の敷地について土地の評価額に0.03を乗じて得た額との合計額
--	--	-------------------------------------	------------------------------------

備考

- 1 使用の期間を、月、日又は時間で定める場合における使用料の額は、月で定める場合にあつてはこの表に定める使用料の額に12分の1を乗じて得た額を1月の額とし、日で定める場合にあつてはこの表に定める使用料の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とし、時間で定める場合にあつては1日の額に、隠岐空港にあつては8分の1、出雲空港にあつては13分の1、石見空港にあつては11.5分の1を乗じて得た額を1時間の額とする。
- 2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数の額は、切り捨てるものとする。
- 3 水道管、下水道管、ケーブルその他これらに類するものの布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 4 電柱その他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。
- 5 「評価額」とは、土地にあつては近傍類地の取引価格、不動産鑑定士その他不動産の評価について信用のある者の意見等を、建物にあつては残存価格等を考慮して知事が評価した額とする。